

平塚市立地区公民館の利用について（令和8年度～）

1 利用団体登録

施設を利用するには、各施設において利用団体登録が必要です。なお、原則として次に該当する場合の公民館利用はできません。

（1）講師の私塾的活動

- ・利用登録・利用申込み等は、講師ではなく会員が主体的に行ってください。

（2）営利を目的とした活動

- ・企業活動の一環としての会議、採用試験、社員研修等での利用はできません。ただし、組合活動や平塚市まちづくり条例に定められた開発事業地元説明会等については利用可能です。

（3）特定の宗教・政治活動が目的の活動

- ・布教、教化、宣伝、勧誘を目的とする活動の利用登録はできません。ただし、学習が中心で市民に広く教養を与える活動内容であれば利用可能です。

（4）高校生以下の未成年者のみで構成された団体

（5）個人での利用

2 登録条件

（1）5人以上

- ・市内かつ対象区域内住民で主に構成することが原則です。
- ・ただし、対象区域内居住者が主な構成でない場合であっても、令和8年度以降の新規利用団体登録にあたっては、会員の中で最も居住者が多い対象区域内の公民館、又は、二番目に居住者が多い対象区域内の公民館へ利用登録できることとします。（「3 対象施設」を参照）

（2）代表者と代理者のいずれかは対象区域内在住

- ・講師の私塾的な利用を避けるため、講師とその家族以外から選出してください。

（3）重複登録の禁止

- ・登録できる公民館は1団体につき原則1館とします。
- ・活動の内容が異なる場合を除き、ほぼ同じ会員で構成した団体を新たな団体として登録することはできません。

		令和 6 年度 (～令和 7 (2025) 年 3 月)	令和7年度 (令和7(2025)年4月～令和8(2026)年3月)	令和 8 年度 (令和 8 (2026) 年 4 月～令和 9 (2027) 年 3 月)												令和 9 年度以降						
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
中央公民館の状況		開 館									休 館											
登録先	中央公民館	従来どおり	従来どおり	令和 8 年 9 月 3 0 日まで 登録・利用可能						休館に伴い、利用不可												
	地区公民館	従来どおり	従来どおり	令和 8 年 4 月 1 日より、登録要件の変更に伴い、 要件に合う地区公民館への登録・利用が可能												各館での利用更新・登録						

ただし、登録できる公民館は1団体につき原則1館

3 対象施設（市内25地区公民館）

上記「2 登録条件（1）」に該当する施設について、下表をご参照ください。

各館 HP は

こちらから →



No	施設名	所在地	電話番号	対象区域
1	崇善公民館	見附町1-8	31-1920	崇善小学校通学区域
2	須賀公民館	夕陽ヶ丘60-32	21-2152	港小学校通学区域
3	松原公民館	八千代町2-23	21-6186	松原小学校通学区域
4	富士見公民館	中里11-21	31-2256	富士見小学校通学区域
5	花水公民館	桃浜町34-34	31-3824	花水小学校通学区域
6	なでしこ公民館	撫子原12-54	35-1254	なでしこ小学校通学区域
7	大野公民館	東真土2-12-1	55-0711	真土小学校通学区域
8	八幡公民館	西八幡1-10-22	23-5528	八幡小学校通学区域
9	四之宮公民館	東真土2-1-48	55-0655	大野小学校通学区域
10	中原公民館	御殿2-17-38	32-7372	中原小学校通学区域
11	松が丘公民館	東中原2-17-19	33-6311	松が丘小学校通学区域
12	大原公民館	大原1-15	34-5011	大原小学校通学区域
13	南原公民館	南原2-15-1	33-9800	南原小学校通学区域
14	神田公民館	田村3-12-5	55-0239	神田小学校通学区域 ※体育館は平塚市一円
15	横内公民館	横内2506	54-0118	横内小学校通学区域
16	大神公民館	大神5-12-17	55-5040	相模小学校通学区域

17	岡崎公民館	岡崎3634	58-1286	岡崎小学校通学区域
18	豊田公民館	南豊田366-1	32-7373	豊田小学校通学区域
19	城島公民館	小鍋島271-1	55-1525	城島小学校通学区域
20	金目公民館	南金目966	58-0101	金目小学校及びみずほ小学校通学区域 ※体育館は平塚市一円
21	金田公民館	入野108-1	31-2136	金田小学校通学区域 ※体育館は平塚市一円
22	土屋公民館	土屋1864-1	58-0833	土屋小学校通学区域
23	吉沢公民館	上吉沢395-1	58-0880	吉沢小学校通学区域
24	旭南公民館	山下2-16-1	31-2255	勝原小学校及び山下小学校通学区域 ※体育館は平塚市一円
25	旭北公民館	河内440	32-2221	旭小学校及び松延小学校通学区域

4 登録方法

次の(1)及び(2)について、利用を希望する各公民館窓口に提出してください。登録様式については、各公民館へ直接お越しいただくか、各館のホームページからダウンロードしてください。

審査の上、登録可否について連絡いたします。なお、継続利用の場合でも毎年度の登録更新が必要となります。

(1)「公民館利用団体登録(調査)票」

(2)「公民館利用登録用団体会員名簿」

5 開館時間

午前9時から午後10時まで(準備・片付け・清掃を含む)

※公民館附属体育館については午前9時から午後9時まで

6 休館日

年末年始の12月28日から1月4日まで

7 利用方法※

- (1) 利用申込みについて、原則、利用日の前月1日（ただし、1日が土曜日、日曜日、祝日、休館日にあたる場合は翌日以降でこれに当たらない最初の日）に一括（一斉）受付を実施します。利用日等が重複した場合、当該団体での話し合い又は抽選により決定します。
一括（一斉）受付の期間や方法については、公民館によって異なりますので、各公民館へ直接お問い合わせいただくか、各公民館のホームページにてご確認ください。
- (2) 利用日の7日前までに必ず利用申込書を提出してください。電話での予約や申込みはできません。
- (3) 公民館事業等がある場合は、利用の変更やお断りをする場合があります。
- (4) 申込みの取消し（キャンセル）は、決まり次第早めにご連絡ください。

※公民館によって、運用方法が一部異なる場合がございます。詳細は各公民館にお問い合わせください。

8 利用回数※

- (1) 予約は1団体につき、原則月3回を上限とします。月4回以上の利用は、利用当月において利用が1回終了するごとに、次の1回分を申し込むことができます。
- (2) 原則、1回の利用時間は3時間以内です。ただし、調理室については1日を1回とみなします。

※公民館によって、運用方法が一部異なる場合がございます。詳細は各公民館にお問い合わせください。

9 利用上の注意事項

- (1) 公民館は、「社会教育法」に規定された社会教育施設です。利用に当たっては、「平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例並びに条例施行規則」、「平塚市立公民館利用承認基準」を遵守してください。
- (2) 利用に当たっては、各公民館のルール、職員の指示に従ってください。
- (3) 公民館は皆さんが利用する施設です。施設や備品は大切に利用してください。
- (4) 活動内容により、近隣への迷惑や利用者等への影響を及ぼす恐れがある場合は、利用の制限をさせていただきますことがあります。
- (5) 次の場合は、あらかじめご相談ください。
ア 会員募集チラシや活動情報等の情報紙への掲載及び其他媒体での発信
イ 多人数が集まる会の会合等、通常時とは異なる内容の活動を計画するとき
- (6) 公民館は環境への配慮を推進している施設です。節水・節電、ゴミの持ち帰りにご協力をお願いします。
- (7) 駐車場台数に限りがあるため、自転車や公共交通機関の積極的な利用をお願いします。
- (8) 各公民館によって、運用方法が一部異なる場合がございます。その他ご不明な点は、各公民館までお問い合わせください。

利用者の皆さんがお互いに気持ち良く活動ができるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。
